

令和5年度における官民連携の推進体制について

1 経緯

令和3年度、農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）の創設を受け、同年6月、官民連携による事業活用促進、技術的サポートをする「農業農村情報通信環境整備体制準備会」を試行的に設置した。

今般、これまでの運営を振り返り、準備会会員、総務省等との意見交換を実施し、課題を抽出して、より効果的な体制への移行を検討した。

2 課題（準備会会員、総務省等との意見交換）

- ・ 制度拡充への対応（スマート農業単独の事業実施が可能）
- ・ 自治体は「地域振興」、土地改良区は「維持管理費の低減」、農家は「儲かる農業」、サポート企業は「自社のソリューション活用」等の目線のズレの解消
- ・ 市町村（特に首長）の積極的な関与（事業成功に結び付いている）
- ・ 支援企業の支援ノウハウの向上と増員、課題解決のプロデュースができる人材確保
- ・ 都道府県や土地連の関与の強化
- ・ 支援を受ける事業実施主体の知識の向上、当事者意識の醸成が必要
- ・ 課題把握、技術提案、構想策定など取組の進捗状況に合わせた役割分担、柔軟な視点（事業採算が合わない場合の端末ユーザー拡大等）
- ・ 他事業との連携（「デジ活」中山間地域等）

3 対応方針

- ・ 「推進体制を準備」する試行的な組織から、情報通信環境整備の「事業化に向けた準備」を目的とする組織に再編
※ 設置要領の「趣旨・目的」等の根幹から見直し
- ・ 計画策定促進事業（準備会運営等を行う補助事業）に個別地区のコンサルティング業務を盛り込み、サポート会員の現地訪問のための十分な旅費等を計上
- ・ 講習会の強化（支援側の民間企業、支援を受ける側の双方）
- ・ 制度拡充に伴うサポート会員の参画促進、都道府県との情報共有強化
- ・ 取組の進捗レベルに合わせたサポート体制を構築するため、事業実施主体をユーザー会員（相談者側）として設置要領上明確化し、ユーザー会員の知識レベル等を把握。レベルに応じセミナーの開催、個別地区支援等を実施）
- ・ 今後増加する事業完了地区について、事業の成果・課題等の情報提供をいただくため、オブザーバーとしての参加を呼びかけ
- ・ 本省及び地方農政局職員自らが伝道師として自治体等を訪問し、取組の重要性等を伝え事業化を促進

以上

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">農業農村情報通信環境整備準備会 設置要領</p> <p style="text-align: right;">〔<u>制 定 令和3年6月30日</u>〕 〔<u>最終改正 令和5年4月1日</u>〕</p> <p>第1 名称 農業農村情報通信環境整備準備会（以下「準備会」という。）</p> <p>第2 趣旨・目的 <u>少子高齢化・人口減少の進行等による農業農村インフラの維持管理体制の脆弱化、農業生産活動における労働力不足など、農業農村が抱える課題の解決や、安心して住み続けられる農村生活環境の確保に必要なインフラである情報通信環境の整備を推進するためには、情報通信環境の必要性の普及・啓発、施策の活用促進、不足する知見や人材のサポートなどの取組を、行政、<u>土地改良区、農業協同組合、民間企業</u>等の関係者が連携して行うことが重要である。</u> <u>農業農村の現場においても、上記課題に対応するための、情報通信環境の整備に取り組もうとする地方公共団体、土地改良区等の関係者の機運も高まってきており、これら団体等が効率的に必要な知見やノウハウを得て、取組を具体化していくことのできる場を構築することが重要である。</u> このため、農業農村において情報通信環境の整備構想を打ち立て、それを実現させるための準備を関係者で連携して行う組織として、準備会を設置する。 <u>なお、準備会の活動は、全国横断的な取組であり、特定の会員間の関係性の構築を目的としたものではない。</u></p> <p>第3 活動内容</p> <p>1 普及・啓発 <u>ウェブ</u>サイト、地方ブロック別説明会、オンラインセミナー等を通じた農業農村における情報通信環境整備の必要性、<u>ICT</u>の活用事例、関連施策などの情報発信による普及・啓発を行う。</p> <p>2 個別地区<u>支援</u></p>	<p style="text-align: center;">農業農村情報通信環境整備<u>推進体制</u>準備会 設置要領</p> <p style="text-align: right;"><u>2021年6月30日</u></p> <p>第1 名称 農業農村情報通信環境整備<u>推進体制</u>準備会（以下「準備会」という。）</p> <p>第2 趣旨・目的 人口減少・<u>高齢化</u>の進行、<u>農業農村インフラの老朽化</u>など農業農村が抱える課題解決や安心して住み続けられる生活環境の確保に必要なインフラである情報通信環境の整備を推進するためには、情報通信環境の必要性の普及・啓発、施策の活用促進、不足する知見や人材のサポートなどの取組を、<u>民間、行政、農業者団体</u>等の関係者が連携して行うことが重要である。</p> <p>このため、農業農村における情報通信環境整備を関係者で連携して<u>推進するための体制の構築に向けた試行的な活動</u>を行う組織として、<u>本</u>準備会を設置する。</p> <p>第3 活動内容</p> <p>1 普及・啓発 <u>Web</u>サイト、地方ブロック別説明会、オンラインセミナー等を通じた、農業農村における情報通信環境整備の必要性、<u>ICT</u>の活用事例、関連施策などの情報の発信による普及・啓発。</p> <p>2 個別地区<u>サポート</u></p>

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）を活用して情報通信環境整備に取り組む又は取り組もうとする地方自治体、土地改良区等を対象とした、基本方針の検討、推進体制の構築、事業申請、調査・計画策定、施設整備等の一連の取組に係る相談対応及び地域の課題に応じた先進事例、アドバイザー等の紹介等の支援を行う。

3 人材育成

会員や情報通信環境整備に取り組もうとする地域の関係者に対する情報通信環境整備にかかる人材育成を行う。

4 情報共有

情報通信環境整備にかかる情報共有を行う。

第4 会員

（「第5 事務局」に移動）

1 会員

（1）サポート会員

第2の趣旨・目的に賛同し、第3の活動に協力する民間企業、地方公共団体、研究機関、個人（生産者及び大学、公的研究機関の研究者等）等

（2）ユーザー会員

第2の趣旨・目的に賛同し、第3の活動の支援を受ける地方公共団体、土地改良区、農業協同組合等

2 入会

入会をしようとする者は、第5の事務局に入会届を提出し、受理されることにより入会することができる。

3 退会

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は退会とする。

ア 事務局に退会届の提出があったとき。

イ 所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。

ウ 会員であることが著しく不適當であると事務局が判断したとき。

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）を活用して情報通信環境整備に取り組む又は取り組もうとする地方自治体、農業者団体等を対象とした、基本方針の検討、推進体制の構築、事業申請、調査・計画策定、施設整備等の一連の取組に係る相談対応及び地域の課題に応じた先進事例、アドバイザー、事業者の紹介等のサポート。

（新設）

（新設）

第4 事務局及び会員

1 事務局

（1）準備会の事務局は、農林水産省農村振興局地域整備課（以下「地域整備課」という。）に置き、会員の協力を得て事務を行う。

（2）事務局は、オブザーバーとして関係省庁の参加を求めることができる。

（3）地域整備課は、事務局としての事務の一部又は全部を外部の機関に委託することができる。

2 会員

準備会の会員は、第2の趣旨・目的に賛同し、第3の活動に協力する民間事業者、地方公共団体、関係団体、研究機関、個人（生産者及び大学、公的研究機関の研究者等）とする。

3 入会

入会をしようとする者は、事務局に入会届を提出し、受理されることにより入会することができる。

4 退会

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は退会とする。

ア 事務局に退会届の提出があったとき。

イ 所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。

ウ 会員であることが著しく不適當であると事務局が判断したとき。

4 会費
会員の会費は無料とする。

第5 事務局

- 1 準備会の事務局は、農林水産省農村振興局地域整備課（以下「地域整備課」という。）に置き、会員の協力を得て事務を行う。
- 2 事務局は、オブザーバーとして関係省庁や都道府県等の参加を求めることができる。
- 3 地域整備課は、事務局としての事務の一部又は全部を外部の機関と共同して運営することができる。

第6 その他

- この設置要領に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。
- 事務局は、設置要領を変更した時は、速やかに会員に周知する。

附 則

この要領は、令和3年6月30日から運用する。

附 則

この要領は、令和5月4月1日から運用する。

以 上

5 会費
会員の会費は無料とする。

(「第4 事務局及び会員」からの移動)

第5 その他

- この設置要領に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。
- 事務局は、設置要領を変更した時は、速やかに会員に周知する。

以上